
女性のためのアジア平和国民基金
亞洲女性和平國民基金

ASIAN WOMEN'S FUND

女性のためのアジア平和国民基金
亞洲女性和平國民基金



はじめに

戦後50余年、私たちは平和と繁栄そして社会的安定を手にしてきました。しかし、先の戦争において、いわゆる従軍慰安婦として心身にわたり、癒しがたい傷を負われた方々の苦しみと悲しみを忘れることはできません。

また、世界の各地で、今なお、数多くの女性が、いわれなき暴力や非人道的な扱いに苦しめられています。

女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）は、元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うことと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的とし、1995年7月に発足しました。以来、政府と国民各層の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

国民の皆様の募金から元「慰安婦」の方々に償い金をお届けする国民的な償いの事業、政府資金の拠出により行う元「慰安婦」の方々への医療福祉支援事業を、既に、フィリピン、韓国において開始しています。

さらに、インドネシアにおいても、インドネシア社会省が実施する高齢者社会福祉事業に対し、アジア女性基金が支援を行う運びとなりました。

他方、アジア女性基金は、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題にも積極的に取り組んでおり、女性の人権をテーマとする国際会議を開催したほか、今日的な女性問題に取り組むNGOへの助成事業等を実施しております。

アジア女性基金の事業を成功させるべく、引き続き努力してまいり所存でありますので、皆様のご理解、ご協力を切にお願い申し上げる次第です。

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
理事長 原 文兵衛

前 言

第二次世界大戰結束後經過了五十多年，我們已建成了一個和平，繁榮，穩定的社會。但是，在那場戰爭中，曾有一批「從軍慰安婦」在精神與身體上受到難以痊癒之傷痕，我們不能忘記她們所蒙受的苦難和悲傷。

同時，在今天的世界上，各地還有眾多的婦女仍無端地遭受著暴力或其他非人道的待遇，並陷於痛苦的境地。

亞洲女性和平國民基金（亞洲女性基金會）是於一九九五年七月成立的，其目的是從國民的立場對各位原「從軍慰安婦」進行補償，同時，致力於解決當今有關女性之名譽及尊嚴的各種問題。亞洲女性基金會自成立以來，在政府和各界人士的協助下，不斷致力於開展各項具體實施。

我們以國民的捐款實行國民性補償事業，向各位原「從軍慰安婦」致送「慰撫金」，並且，以日本政府的出資向各位原「從軍慰安婦」提供醫療福利援助。這些事業項目已經在菲律賓和韓國開始具體實施。

同時，亞洲女性基金會還對印度尼西亞社會部以高齡者為對象所實施的社會福利事業提供援助。

此外，亞洲女性基金會積極致力於解決當今有關女性之名譽及尊嚴的各種問題，曾主持召開以女性人權為議題的國際會議，並向非政府組織的有關當今女性問題的項目提供資助。

為使亞洲女性基金會的事業獲得成功，我們將不斷繼續努力，並深切期望著各位給予理解和協助。

財團法人亞洲女性和平國民基金
理事長 原文兵衛

◆ 目 次

アジア女性基金とは	4
1. お詫びと償いと…元「慰安婦」の方に対する事業	6
元「慰安婦」の方にお届けするもの	8
総理の手紙	10
原理事長の手紙	12
拠金者の声	14
償い金などのお届け	18
元「慰安婦」の声	22
2. 医療福祉支援事業	24
3. 歴史の教訓とする事業	26
事業の内容と資料委員会	26
「慰安婦」関係資料収集	27
いわゆる従軍慰安婦問題関連の公文書を複製	28
4. 今日的な女性問題への取り組み	30
今日的な女性問題とは	30
国際フォーラム開催	31
女性の人権にかかわる活動への支援	32
カウンセリング活動	34
5. 資 料	35
基金概要	36
基金のあゆみ	38

アジア女性基金の具体組織活動	4
1. 致歉和慰撫…對各位原「慰安婦」實施的事業項目 ...	6
向各位原「慰安婦」致送的慰撫内容	8
総理大臣の信	10
原文兵衛理事長の信	12
捐款者之心聲	14
慰撫金等の遞交	18
原「慰安婦」之聲	22
2. 醫療福利援助事業	24
3. 旨在記取歷史教訓的事業	26
事業の内容和資料委員会	26
「慰安婦」有關資料的收集	27
翻印有關「從軍慰安婦」問題的公文	28
4. 致力於對當今女性問題的探討	30
當今女性問題	30
國際專題討論會的召開	31
對有關女性人權活動的資助	32
諮詢服務活動	34
5. 資料	35
亞洲女性基金會概要	36
亞洲女性基金會歷程	38

**アジア女性基金とは
亞洲女性基金會的具體組織活動**

戦後、日本は諸外国との新たな関係を構築し、かつ国民一人一人が努力を重ねて、平和と繁栄そして社会的安定を手にしてきました。しかし、先の戦争の傷跡をいまだに抱え、あるいは今日なおこの社会で不当な境遇におかれている女性たちを、私たちは忘れることができません。

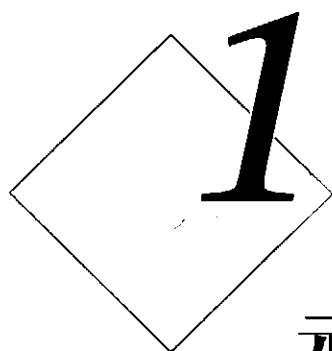
そうした課題に取り組むため、1995年7月、女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）は発足しました。

本基金は、戦争中にいわゆる従軍慰安婦にされた方々への償いと、女性の名誉と尊厳にかかわる今日的な問題の解決を目的とし、政府の協力と幅広い国民の参加によって、具体的事業を実施しています。官民が協力して大きな課題に取り組む、新たな試みです。

第二次世界大戦結束後，日本與海外各國建立起新的國際關係，並由於每一位國民的努力，建成了一個和平，繁榮，穩定的社會。但是，我們不能忘記，戰爭留下的瘡疤並未消失，而且，在今天這個社會中，仍有女性在遭受著不人道，不平等的待遇。

面臨這些課題，亞洲女性和平國民基金（亞洲女性基金會）於一九九五年七月正式成立。

本基金會的目的是，向曾在戰爭中受害的各位原「從軍慰安婦」實施補償，並著手解決當今有關女性之名譽及尊嚴的各種問題。在政府的協助以及國民的踴躍參與下，本基金會推動著具體項目的實施。在官民合作共同實施重大項目方面，我們進行著新的嘗試。



お詫びと償いと…… 元「慰安婦」の方に対する事業

致歉和慰撫 對各位原「從軍慰安婦」實施的事業項目

女性のためのアジア平和国民基金は1995年の発足以来、元「慰安婦」の方々に国民的な償いを表す事業を実施するために、広く国民に募金を呼びかけてきました。その結果、1998年3月現在、募金総額は約4億8000万円となっています。その際、基金には拠金者からさまざまな意見や励ましの言葉が寄せられました。

その一方で、基金はこれまで関係各国・地域の元「慰安婦」の方や関係者との対話を積み重ね、基金の事業に反映させるよう努めてきました。

基金は1996年8月のフィリピンでの事業実施を皮切りに、1997年1月には韓国でも元「慰安婦」の方々に、償い金などのお届けを始めました。

国民の償いの気持ちを一人でも多くの方々にお届けできるよう、今後とも努力を続けていきます。



フィリピン市内のホテルで行われた伝達式で、元「慰安婦」の方々に理事長の手紙と拠金者からのメッセージをお届けする有馬副理事長（1996年8月14日）

在菲律賓某市內賓館舉行的轉交儀式上，基金會的有馬副理事長向各位原「從軍慰安婦」遞交基金會理事長的信並轉達來自捐款者的心聲附體。（一九九六年八月十四日）

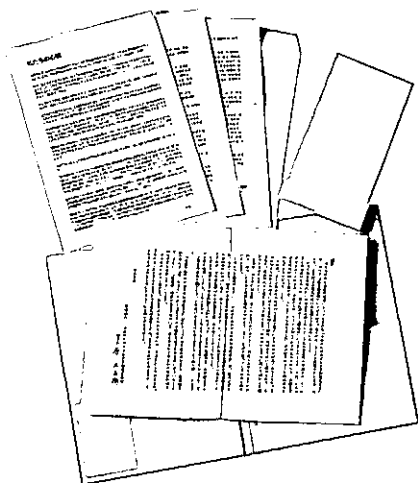
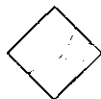
亞洲女性和平國民基金自一九九五年成立以來，為了實施向各位原「從軍慰安婦」表達日本國民補償心意的有關事業，基金會呼籲廣大國民進行捐款。其結果，至一九九八年三月，捐款總額已約達四億八千萬日元，而且，捐款者還給基金會提出了各種各樣的意見，並寄來了鼓勵的話語。

同時，基金會至今一直不斷地與有關各國及各地區的原「從軍慰安婦」和有關人員進行對話，並努力將這些對話的結果反映到基金會的事業實施上。

基金會於一九九六年八月和一九九七年一月先後在菲律賓和韓國開始實施向各位原「從軍慰安婦」致送慰撫金等具體措施。

今後，基金會仍將繼續努力，以向更多的原「從軍慰安婦」傳達日本國民的補償心意。

元「慰安婦」の方にお届けするもの



元「慰安婦」の方へ届けられる手紙や目録
向原「従軍慰安婦」送交的信和慰撫事項目録

1. 償い金—国民の償いの気持ち

元「慰安婦」の方々への「償い金」として、国民の募金から、アジア女性基金は、韓国、フィリピン、台湾の方々に対し、お一人あたり200万円をお届けします。

2. 総理の手紙

日本政府は、いわゆる従軍慰安婦問題が女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとの認識のもとに、アジア女性基金が「償い金」をお渡しする際には、深いお詫びと反省の気持ちを表す総理の手紙を一人一人の方にお届けします。

3. 医療福祉支援事業

日本政府の資金によって、アジア女性基金は、韓国、フィリピン、台湾の元「慰安婦」の方々に財・サービス（住宅改善、介護サービス、医療・医薬品補助等）を提供します。

4. アジア女性基金理事長の手紙

「償い金」をお渡しするに際しては、償いの事業の趣旨を明らかにしたアジア女性基金・原文兵衛理事長の手紙をお届けします。

5. 拠金者の声

アジア女性基金に個人・市民グループから募金とともにメッセージがたくさん寄せられています。募金に協力した一人一人の気持ちを表しているこのメッセージを、翻訳してお渡しします。

向原「從軍慰安婦」致送的慰撫內容

1. 代表國民之補償心意的慰撫金

亞洲女性基金會以日本國民的捐款為基金，向韓國，菲律賓，臺灣的各位原「從軍慰安婦」每人遞交二百萬日元的「慰撫金」。

2. 總理大臣的信

日本政府認為「從軍慰安婦」問題深深傷害了女性之名譽和尊嚴。鑒於這一認識，亞洲女性基金會在致送「慰撫金」的同時，向每一位原「從軍慰安婦」送交總理大臣的表示真摯之歉意和反省的信。

3. 醫療福利援助事業

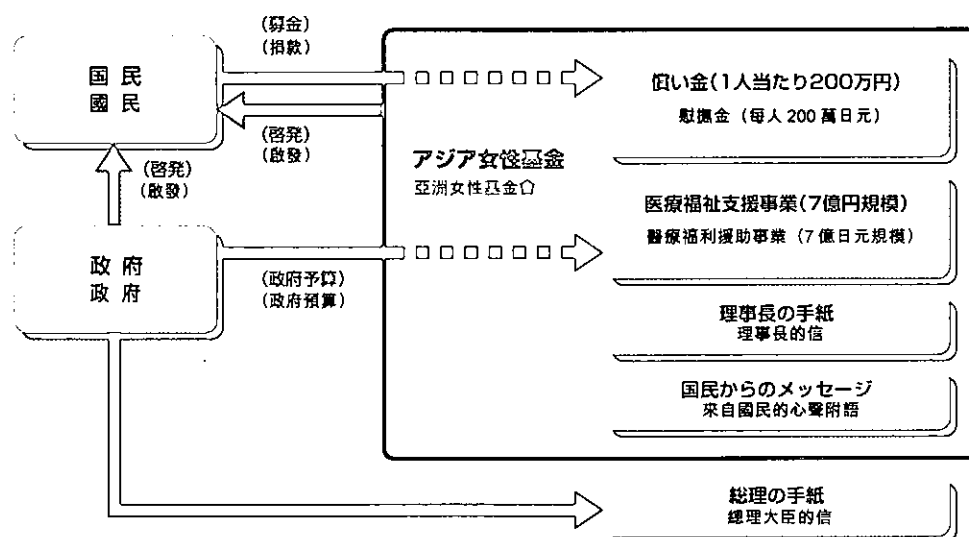
由日本政府的出資，亞洲女性基金會向韓國，菲律賓，臺灣的各位原「從軍慰安婦」提供財物援助和有關服務（改善住宅，提供看護服務和醫療，醫藥用品補助等）。

4. 亞洲女性基金會理事長的信

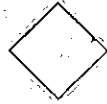
在致送「慰撫金」的同時，送交亞洲女性基金會原文兵衛理事長有關說明慰撫事業之宗旨的信。

5. 捐款者的心聲附語

亞洲女性基金會在收到個人及市民集團的捐款的同時，也收到很多附語。基金會把這些表達每位捐款者之心意的附語經翻譯後，送交給各位原「從軍慰安婦」。



総理の手紙



拝啓

このたび、政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民基金」を通じ、元従軍慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際し、私の気持ちを表明させていただきます。

いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

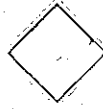
我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

末筆ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう、心からお祈りしております。

敬具

平成八（1996）年
日本国内閣総理大臣 橋本龍太郎

總理大臣的信



敬啟者

此次，日本政府及日本國民共同推進的「亞洲女性和平國民基金」對於前從軍慰安婦表達我國國民性致歉之際，謹在此表示本人的心意。

從軍慰安婦問題是在當時日本軍干預之下深深傷害了許多女性的名譽與尊嚴的問題。本人以日本國內閣總理大臣的身份，謹向曾經歷慰安婦而嘗受無數苦痛，精神與身體受到難以痊癒之傷痕的各位女士，再度表示衷心的歉意及反省之意。

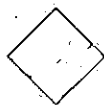
從過去歷史的沉重性以及面對將來的責任，我們均無法逃避。日本國政府痛感道義之責任並立足於歉意及反省之意，決心正視過去的歷史，並將之正確地傳達於後代，使其不再發生。並且，我們必須積極致力於解決無端暴力等關係著女性的名譽與尊嚴的各種問題。

本人由衷祝頌各位女士們今後的人生安泰如意。

謹此致意

日本國內閣總理大臣 橋本龍太郎 敬筆
一九九六年

理事長の手紙



謹啓

日本国政府と国民の協力によって生まれた「女性のためのアジア平和国民基金」は、かつて「従軍慰安婦」にさせられて、癒しがたい苦しみを経験された貴女に対して、ここに日本国民の償いの気持ちをお届けいたします。

かつて戦争の時代に、旧日本軍の関与のもと、多数の慰安所が開設され、そこに多くの女性が集められ、将兵に対する「慰安婦」にさせられました。16、7歳の少女もふくまれる若い女性たちが、そうとも知らされずに集められたり、占領下では直接強制的な手段が用いられることもありました。貴女はそのような犠牲者のお一人だとうかがっています。

これは、まことに女性の根源的な尊厳を踏みにじる残酷な行為でありました。貴女に加えられたこの行為に対する道義的な責任は、総理の手紙にも認められているとおり、現在の政府と国民も負っております。われわれも貴女に対して心からお詫び申し上げる次第です。

貴女は、戦争中に耐え難い苦しみを受けただけでなく、戦後も50年の長きにわたり、傷ついた身体と残酷な記憶をかかえて、苦しい生活を送ってこられたと拝察いたします。

このような認識のもとに、「女性のためのアジア平和国民基金」は、政府とともに、過去1年間、国民に募金を呼びかけてきました。こころある国民が積極的にわれわれの呼びかけに応え、拠金してくれました。そうした拠金とともに送られてきた手紙は、日本国民の心からの謝罪と償いの気持ちを表しております。

もとより謝罪の言葉や金銭的な支払いによって、貴女の生涯の苦しみが償えるものとは毛頭思いません。しかしながら、このようなことを二度とくりかえさないという国民の決意の徴として、この償い金を受けとめて下さるようお願いいたします。

「女性のためのアジア平和国民基金」はひきつづき日本国政府とともに道義的責任を果たす「償いの事業」のひとつとして医療福祉支援事業の実施に着手いたします。さらに、「慰安婦」問題の真実を明かにし、歴史の教訓とするための資料調査研究事業も実施してまいります。

貴女が申し出てください、私たちはあらためて過去について目をひられました。貴女の苦しみと貴女の勇気を日本国民は忘れません。貴女のこれからの人生がいくらかでも安らかなものになるようにお祈り申し上げます。

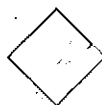
敬具

1996年

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原文兵衛

理事長的信



敬啟者

日本國政府和國民攜手合作設立的「亞洲女性和平國民基金」，在此，向曾經被迫成為「從軍慰安婦」而遭受了難以癒痊之痛苦的您，呈獻表達日本國民歉意的錢款。

戰時，在舊日本軍的參與下，曾經開設了很多慰安所，召集了眾多的女性，強迫她們成為向軍隊官兵提供服務的「慰安婦」。這些包括十六、七歲的少女在內的年輕女性，在不明真相的情況下被召集而來。在日本佔領地區，有些人還直接被強行徵召。我們得知您是這些犧牲者之一。

這完全是一種踐踏女性之根本尊嚴的殘酷行為。如日本首相的信函中所承認的那樣，對強施於您的這種行為，現在的日本國政府和日本國民承擔道義上的責任。為此，我們也在此向您真誠致歉。

想必您不僅在戰爭中遭受了難以忍耐的痛苦，而且，在戰後五十年的漫長歲月中，帶著遭受傷害的身體和殘酷的記憶，一直過著艱苦的生活。

鑒於這一認識，「亞洲女性和平國民基金」與政府一起，號召國民進行了募捐。抱著真誠心情的國民，積極響應了我們的號召，捐出錢款。與這些錢款同時寄來的信函，代表著日本國民深深的謝罪和致歉之意。

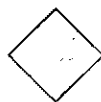
當然，我們決不認為道歉的話語和交付的金錢能夠彌補您一生的痛苦。但是，請您瞭解這筆錢款正象徵著日本國民將不再使這段歷史重演之堅定決心。

「亞洲女性和平國民基金」將繼續與日本國政府一起，為了承擔道義責任，著手實施作為「補償事業」之一的醫療福利援助事業。並且，進行資料整理和調查研究，以闡明「慰安婦」問題的真相，並引為歷史教訓。

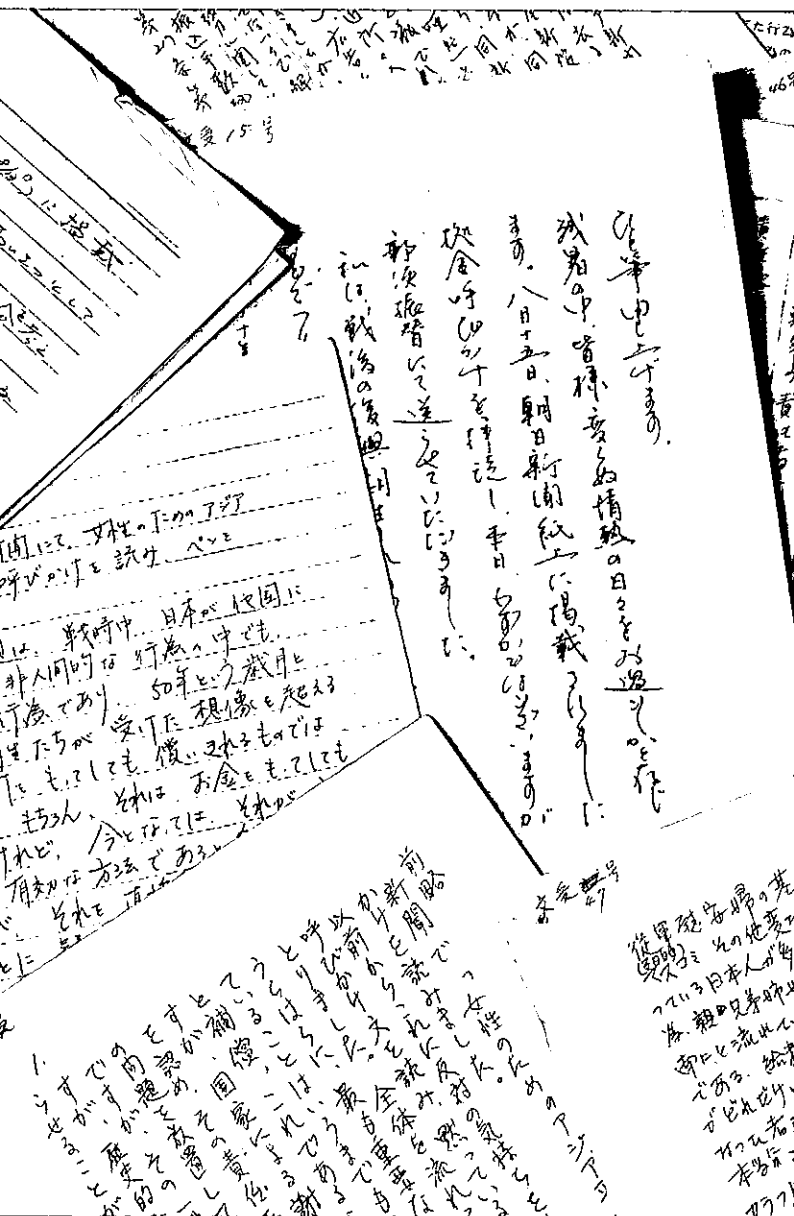
由於您站出來表明自己的真實身世，使我們重新注目過去的歷史。日本國民將不會忘記您的痛苦和您的勇氣。願您今後的人生多為安泰和樂。

財團法人「亞洲女性和平國民基金」理事長 原文兵衛
一九九六年

私たちの心情



アジア女性基金に個人・市民グループなどから募金とともにたくさんのメッセージが寄せられています。このメッセージは募金された方々の気持ちであり、一人一人の募金の趣旨を表しています。このメッセージは、翻訳して元「慰安婦」の方々にお渡ししています。



◎人間として、おわびしてもおわびしてもしきれぬ問題ではありませんが、この過ちを今後決して繰り返さないこと、その意思を生涯もちつづけることで、おわびしたいと思います。

(仙台市・女性)

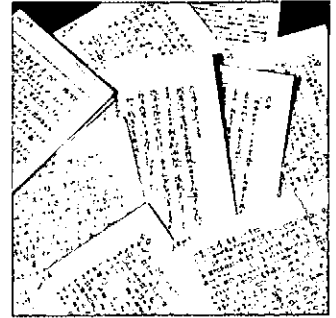
◎戦中、私はまだ子供でしたが、後に「従軍慰安婦」の存在を知り、この犠牲になった女性たちの悔しさを察して、このような非道な策を実行した日本軍隊に対する怒りで身が震えました。この罪の償いは日本人一人一人が果たすべきものと考えます。その具体的な行動の一つとしてこの募金の意義を認めます。(広島市・男性)

◎少しばかりですが、趣旨に賛同いたしましたので、寄付させていただきました。民間レベルだけの補償ではなく政府レベルでの補償ができるよう希望しています。(前原市・女性)

◎この国の人間である以上、この国の過去の過ち、歴史からのがれることはできません。従軍慰安婦とされた皆様に日本人として、人間として心からお詫び申し上げます。アジア女性基金のご成功をお祈りいたします。—あの戦争を知らない27歳の若者より

◎今年は阪神大震災に始まりオウム事件、中仏の核実験実施等揺れ動いておりますが、自分は世の中と無縁のごとく毎日を平穏に淡々と過ごしています。しかし現在が過去からの積み重ねで

基金に寄せられた献金者からの手紙
捐款者の信



あることを思うと、無力な方々の貴い犠牲を無視することは人間として恥ずかしいと思います。何もできなくて申し訳ありませんが、気持ちだけ送らせていただきます。(埼玉県川越市・女性)

◎慰安婦であったために、不幸な人生を送られた方々に、ぜひ手厚いおわびと、これからの幸せをお祈り申し上げたいと思います。(十分なお手伝いはできませんが、1日2時間くらい家でできるボランティアがあったらお申し付けください。早目の償いをここからお願いいたします。

◎お金で償えることはありませんが、日本人として、申し訳なく思う気持ちが伝わればと願っています。

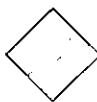
◎「従軍慰安婦」とされた方々へ私は深く頭を垂れお詫びを申し上げます。この方々への償いは「国」が「国」としてするべきであると強く思います。しかし、この方々の50年後のいまは、年老いておられ、残された時は少ないことを思います時、私は原則論を曲げます。日本国民の一人として償いのために用いていただきたく送金いたします。この方々の苦痛が少しでも和らいでいただくことができますようにと念じます。そして二度とこのような歴史を作ってはいけないと強くつよく思います。

◎私たちがきちんと反省、謝罪をし過去をきちんと清算し、その後に将来をあたらしく築くべきで

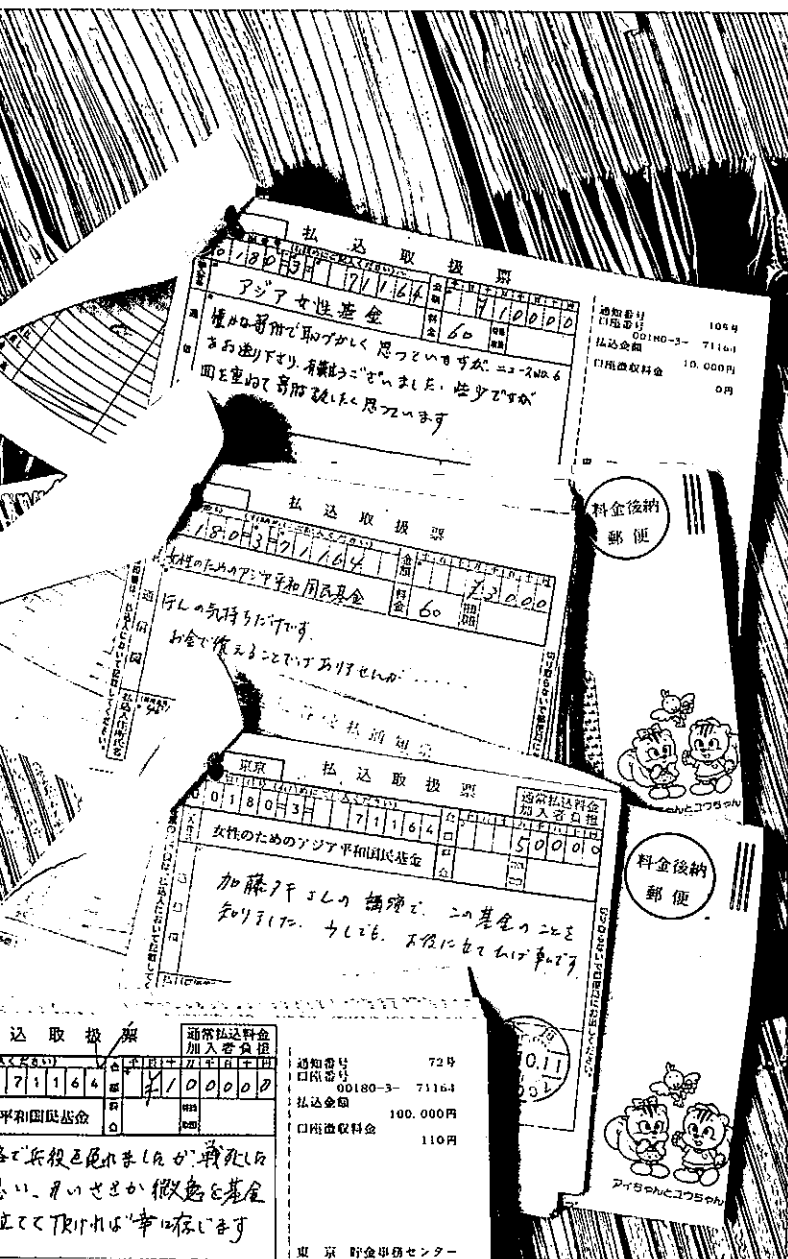
す。父が中国に従軍で行きましたので、心配です。国民として子供として「従軍慰安婦」の方々に少しでもお詫びができたらと思います。ほんの少しですが使ってください。

◎彼女たち(一説では20万ともいわれる元従軍慰安婦の女性たち)も、私たち(先の大戦で大敗した日本の戦争生き残りの世代)も、ともに老いました。残りの時間はわずかとなりました。早急に私たちが彼女たちに謝罪の意を伝え、いまだ回復されない彼女たちの人権と名誉を救済するために手をさしのべなければなりません。何もしなければアジア諸国との友好の歴史に汚点をのこします。批判もある民間基金ですが、この思いで、寄付することになりました。

捐款者之心聲



亞洲女性基金會在收到個人及市民集團等的捐款的同時，也收到很多附語。它們是每位捐款者的心聲，表達了捐款者的捐款目的。亞洲女性基金會將它們翻譯後，送交給各位原「從軍慰安婦」。



◎這是身為一個人，如何致歉、賠罪都無法解決的問題。但是，不再犯同樣的錯誤，應將此心牢記一輩子，以表歉意。

◎戰爭時，我還是個孩子。後來我知道了「從軍慰安婦」的存在，當想像到受害女性的悔恨時，我對採取這種違背人道的方式的日本軍方感到憤怒而顫抖。我認為每一個日本人都應該對這個罪過表達歉意。作為其具體行動，我認為這募捐活動具有意義。

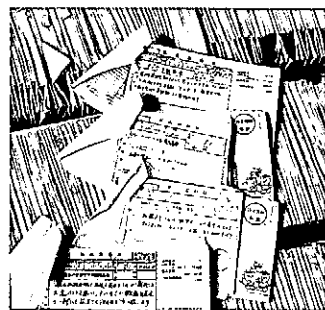
◎謹以些許金額，略表贊成基金會的宗旨。同時希望不只是民方在做，政府方面也能對此進行彌補。

◎身為這個國家的一個人，就無法逃避日本過去所犯的錯誤及其歷史。作為日本人，作為一個人，在此向被迫成為「從軍慰安婦」的婦女們由衷致歉。並祝願亞洲女性基金的成功。一發自一個沒經驗過二次大戰的27歲青年。

◎今年從阪神大地震開始，奧姆真理教、中法核子試爆等，一直風波不斷。而我卻與世無緣般地過著漠然平穩的日子。但想到有了過去，才有現在，作為一個人，我覺得忽視無助的受害者的犧牲，是件很羞恥的事。但我又出不了什麼力，甚感歉疚，只能藉此稍表心意。

現金書のメッセージが囲き
込まれた郵便振替用紙

郵便單上寫著的
捐款者的附語



◎我要對被迫成為慰安婦而渡過不幸一生的女士們表達深摯的歉意。同時，在此祝願她們今後能幸福。（由於我小孩現在才八個月大，無法幫什麼大忙，但如有一天二小時左右、在家裡能做的義務工作的話，敬請吩咐。由衷期望能早日表達歉意。）

◎雖然並不是金錢能解決的問題，但身為日本人，希望貴基金會能夠代為傳達我的這份歉意。

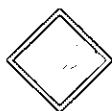
◎在此深深垂首向被迫成為「從軍慰安婦」的女士們致歉。我深深覺得應由「國家」以「國家」資格對這些女士們表達歉意。但想到戰後五十年的今天，這些女士們的年紀已大，所剩時間已不多，我只好違背原則。隨函匯寄之款項，身為一個日本國民，希望用於致歉，匯寄款項。我將衷心祈求這些女士們能減輕一點痛苦。並深切悟覺此一歷史不可再重演。

◎我們應在深刻地對過去反省、謝罪之後，才能重新創造未來。我父親也曾從軍到中國去過，更令我感到不安。為人子女，以及身為一個日本國民，但願能對「從軍慰安婦」表達我們的歉疚心意，些許匯款請妥善使用。

◎她們（據說有二十萬人的原從軍慰安婦）和我們（二次大戰慘敗的日本的戰爭幸存世代）都已老了。所剩的時間已經不多了，現應火速向她們傳達我們的謝罪之意，並伸手挽救她們尚未挽回的人權和名譽。如不行動，則會在與亞洲各國友好的歷史上留下污點。雖然對民間基金有不同聲音，但我出於上述心意而決定捐款。

◎希望錢款能用於有助於挽回原慰安婦的名譽（請避免造成「用錢解決」的印象）。同時日本國政府的責任並非就此沒了，還請呼籲日本國政府繼續作出究明事實真相的各種努力。

償い金などのお届け



□フィリピン

アジア女性基金は、1996年8月、フィリピンで「償い金」などのお届けを開始しました。

1996年8月13日にフィリピンで発行される英字2紙にアジア女性基金の事業について「お知らせ」を行い、翌14日午後、マニラ市内のホテルにおいて、フィリピン政府の認定を受けた4名の方のうち、マリア・ロサ・ルナ・ヘンソンさんらが出席して伝達式が行われました。

有馬真喜子副理事長は、冒頭あいさつのあと、理事長の手紙と拠金者からのメッセージをお渡ししました。続いて在比日本大使館の湯下博之大使が、総理の手紙をお渡ししました。

有馬副理事長は記者会見の席で「あらためて、日本はこの女性たちに酷いことをしたという思いと、『慰安婦』とされた女性たちが基金の償いの気持ちを受け入れてくださった優しさに感動しています。これは単に始まりであり、課題は山積しています」と述べ、伝達式に出席した元「慰安婦」の女性たちをはじめとする関係者とフィリピン政府の協力に感謝の意を表明しました。

□韓国

韓国での伝達式は、1997年1月11日にソウル市内のホテルで開かれました。

1996年12月、7人の元「慰安婦」の方が償い金などの受け取りの意思を表明しました。アジア女性基金は、これらの方々が既に高齢であることを思い、一刻も早くその気持ちにお応えすることが大切であると結論に達し、お届けするに至りました。

伝達式には、5人の元「慰安婦」の方が出席しました。基金からは金平輝子理事らが赴き、政府から預かった総理の手紙も含めてお渡ししました。会に出席できなかった2人には、金平理事らが個別にお届けしました。

□台湾

元「慰安婦」の方々が既に高齢となられていることを思い、フィリピン、韓国に続き、台湾においてもアジア女性基金の事業実施の環境が整うよう努力し、1997年5月、現地発行の新聞に事業内容と実施について広告を掲載し、実施に入りました。

フィリピンでの伝達式で、湯下大使が、元「慰安婦」
のマリア・ロサ・ルナ・ヘンソンさんと握手
(1996年8月14日)

在菲律賓舉行的轉文儀式上，駐菲律賓大使湯下博
之與原「從軍慰安婦」瑪麗亞・路莎・荷森握手。
(一九九六年八月十四日)



慰撫金等的送交



菲律賓

亞洲女性基金會從一九九六年八月開始在菲律賓實施「慰撫金」等的送交。

一九九六年八月十三日，菲律賓發行的兩份英文報紙刊出了有關亞洲女性基金會事業實施的通知，十四日下午，在馬尼拉市內某賓館，舉行了轉交儀式。被菲律賓政府認定的四位原「從軍慰安婦」之一的瑪麗亞·路莎·衛森等出席了轉交儀式。

亞洲女性基金會的有馬真喜子副理事長首先致辭，然後，她向原「從軍慰安婦」遞交了亞洲女性基金會理事長的信以及捐款者的附語。接著，日本駐菲律賓大使館湯下博之大使向原「從軍慰安婦」遞交了總理大臣的信。

有馬副理事長在記者招待會上說：「想到日本曾經對這些被迫成為「從軍慰安婦」的婦女們幹下過殘酷的行為，今天，她們能夠寬宏地接受基金會的補償心意，令人感動。」同時，她向出席轉交儀式的原「從軍慰安婦」以及有關人士和菲律賓政府的協助表示感謝。

韓國

在韓國的轉交儀式是一九九七年一月十一日於漢城市某賓館舉行的。

一九九六年十二月，七位原「從軍慰安婦」表示願意接受「慰撫金」等。考慮到她們都已經高齡，必須儘快地對她們的愿望作出回答，亞洲女性基金會決定開始實施有關項目。

五位原「從軍慰安婦」出席了轉交儀式。金平輝子理事代表亞洲女性基金會赴會，並向各位遞交了日本政府委托的總理大臣的信。對於未能到會的兩位原「從軍慰安婦」，金平理事等進行了個別遞交。

台灣

考慮到原「從軍慰安婦」的各位都已經高齡，繼菲律賓和韓國之後，亞洲女性基金會又在台灣著手有關事業實施的準備工作，並於一九九七年五月在當地發行的報紙上刊載了有關事業內容及其實施的廣告，從而進入正式實施階段。

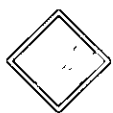
記者会見を開き、フィリピンで事業を開始したことを発表する原理事長ら
(1996年8月14日、都内のホテルで)

原文兵衛理事長等舉行記者招待會、並宣佈開始在菲律賓實施有關事業。
(一九九六年八月十四日於東京都內某賓館)



元「慰安婦」の声

基金が償い金などをお届けした人々は、
次のように語っています。



□フィリピン

最初に償い金を受け取った、フィリピンの3人の女性たちは、伝達式の中でこのように感想を述べました。

「いままで不可能と思っていた夢が実現しました。たいへん幸せです」……マリア・ロサ・ルナ・ヘンソンさん

「50年以上、がまんし苦しんできましたが、今は正義と助けを得られて幸福に思っています」……アナスタシア・コルテスさん

「きょう、みなさまの前に出たのは、総理の謝罪を得られたからです。感謝しています」……ルフィナ・フェルナンデスさん

式の終了後に行われた記者会見の席で、ヘンソンさんは「（総理の手紙を受けとって）受け取りを希望していたので、幸せ」と話しました。これで許すのか、との質問には「1992年9月に名乗り出してから何度も『許すのか』と聞かれた。そして『許した』と答えてきました。なぜなら、そうしないと神様が自分を許さないと思うからです。しかし、裁判は続けたい」と語りました。

償い金の使い道については、ヘンソンさんは「医療費、家の修理、子どもたちの生活援助、身体にあった食べ物」。コルテスさん「家を買いたい。身体のチェックをし、子どもたちの面倒をみたい」、フェルナンデスさん「身体の異状をはっきりさせたい。家のローンに充てたい」とそれぞれ語りました。

原「從軍慰安婦」之聲

接受了亞洲女性基金會的
慰撫金等的人們這樣述說：



菲律賓

最先接受慰撫金的菲律賓三位婦女在轉交儀式上談了她們的感想。

「過去一直認為是不可能的事，現在實現了。非常幸福。」……瑪麗亞·路莎·衛森

「五十多年，一直忍受著痛苦，艱難地生活著。今天能得到正義和援助，感到很幸福。」……阿娜絲塔西亞·柯爾苔絲

「今天，我在各位面前露臉，是因為日本總理表示了謝罪。感謝各位。」……露菲娜·費爾南德絲

在轉交儀式後舉行的記者招待會上，衛森說：「一直希望收到日本總理大臣的信，今天收到了，所以感到幸福。」對於記者提出的「是否因此而原諒日本」的問題，衛森說：「自從一九九二年九月我站出來表明自己的真實身世後，好幾次被問到「是否原諒日本」，我每次都回答「我原諒了日本」。因為如果我不原諒日本的話，上帝就不會原諒我。但是，法廷訴訟將繼續進行。」

關於慰撫金的用途，衛森說：「這筆錢將用於支付醫療費、修理房屋、資助孩子們的生活、購買身體所需的營養食物。」柯爾苔絲說：「錢將用來買房子。我還要養好身體，幫助照顧孩子們。」費爾南德絲說：「我要作徹底的身體檢查，還想以分期付款的方式購買房屋。」



來日したマリア・ロサ・ルナ・ヘンソンさんと握手する原理事長（1996年8月8日）
原文兵衛理事長與來日的瑪麗亞·路莎·魯娜·衛森握手。（一九九六年八月八日）

2

医療福祉支援事業

□事業の内容

元「慰安婦」の方々に対する医療福祉支援事業は、日本政府が道義的責任を誠実に果たすために、対象国・地域である韓国、フィリピン、台湾の元「慰安婦」の方に対し、総額7億円規模の政府資金を導入して行うものです。

具体的には、住宅改善、介護サービス、医療・医薬品補助等です。元「慰安婦」の方々の実情と希望に配慮し、お一人お一人が公平にアクセスできる方法で実施していきたいと考えています。



医療福利援助事業

□事業的内容

對原「慰安婦」實施的醫療福利援助事業，是日本政府為真誠地承擔對受害者的道義責任，以韓國、菲律賓、臺灣的原「慰安婦」為對象，撥出七億日元規模的政府資金進行實施的項目。

具體內容是，幫助原「慰安婦」改善住宅、提供看護服務和提供醫療及醫藥用品補助等。亞洲女性基金會根據各位原「慰安婦」的具體情況和要求，以使每一位都能公平地得到援助的方法來實施這一事業。

□ フィリピン、韓国

1997年1月15日、基金とフィリピン政府は、フィリピンで元「慰安婦」の方々を対象に、医療福祉支援事業を実施するための覚書に署名しました。

事業はフィリピン社会福祉開発省が、5年間にわたり実施します。元「慰安婦」の方々の現状と要望を調査し、個別に事業計画を策定し、その計画に基づき、財・サービスの提供（食料品、衣料品、住宅改善、医薬品、治療、介護、車椅子等補助器具購入）やカウンセリング等が行われることになります。

韓国においては、1997年1月11日、7名の元「慰安婦」の方々に対して、それぞれの実情に沿うかたちで、5年間にわたり、財・サービスをお届けすることになりました。

□ インドネシアにおける事業

1997年3月、基金はインドネシア社会省と、同社会省が実施する高齢者社会福祉事業に対し基金が支援を行うための覚書に署名しました。社会省は、基金と協力して本事業実施のための年間計画を策定し、基金は事業を実施するために必要な資金を社会省に供与します。

社会省は、身寄りがなく、病気や障害により働くことのできない高齢者が入居できる施設を、同省の運営する老人ホームに付属して今後10年間にわたり50施設を順次整備していきます。宿泊、食事、入浴等のサービスを提供すると共に、機能回復訓練を実施するもので、10年後には定員総計500名を予定しています。

これらの施設は、第2次大戦中に日本軍が多く駐留し、「慰安婦」の方が多く存在したと思われる地域に重点的に設置されます。施設には元「慰安婦」と名乗り出ている方や女性が優先的に入居が認められます。

菲律賓、韓國

一九九七年一月十五日，亞洲女性基金會與菲律賓政府簽署了有關以在菲律賓的原「慰安婦」為對象實施醫療福利援助事業的備忘錄。

援助事業由菲律賓政府的社會福利開發部在五年間進行實施。有關部門將對各位原「慰安婦」的現狀和要求進行調查，制定詳細具體的措施計劃，然後根據計劃提供物資及服務（物資包括食品、衣物，有關服務包括改善住宅、提供醫藥品補助以及幫助購入治療、護理、輪椅等補助器具），並實施諮詢服務等。

對於在韓國的事業實施，亞洲女性基金會於一九九七年一月十一日決定，對七位原「慰安婦」根據各人的具體情況，以分別實施的方法，在五年間向她們提供物資及服務。

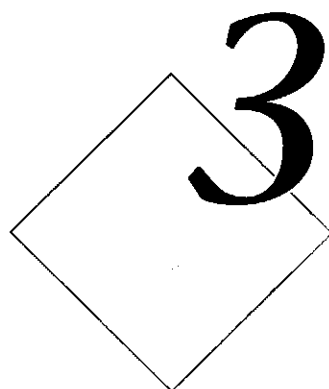
在印度尼西亞的事業項目

一九九七年三月，亞洲女性基金會與印度尼西亞政府的社會部簽署了有關基金會向社會部實施的高齡者社會福利事業提供援助的備忘錄。

社會部將與基金會合作，制定該事業實施的年度規劃，基金會向社會部提供事業實施所必須的資金。

社會部將在今後十年內，先後對社會部所管理的養老院添設五十個能使無依無靠或是因疾病和殘疾而不能工作的高齡者居住的設施，預計十年後的總入居人數為五百名，在提供住宿、餐食、入浴等服務的同時，還將對病殘者實施身體功能恢復訓練。

這些設施將重點設在第二次世界大戰中駐有較多日本軍，因而被認為慰安婦人數較多的地區，並將優先接受那些公開了自己身世的原「慰安婦」以及其他婦女。



歴史の教訓とする事業 旨在記取歴史教訓的事業

□事業の内容と資料委員会

アジア女性基金は、このような問題が二度と繰り返されることのないよう、歴史の教訓として未来に引き継いでいくことを、事業の柱の一つとしています。

「慰安婦」関係資料委員会メンバー（1998年3月31日現在）

「慰安婦」関係資料委員会メンバー（一九九八年三月三十一日時）

委員長	高嶋宗司	高嶋宗司	津田塾大学教授	津田塾大学教授
副委員長	和田春樹	和田春樹	東京大学教授	東京大学教授
顧問	衛藤瀧吉	衛藤瀧吉	東京大学名誉教授	東京大学名誉教授
委員	饗庭孝典	饗庭孝典	杏林大学教授	杏林大学教授
	浅野豊美	浅野豊美	東京大学博士課程	東京大学博士課程
	我部政男	我部政男	山梨学院大学教授	山梨学院大学教授
	倉沢愛子	倉沢愛子	慶應義塾大学教授	慶應義塾大学教授
	後藤乾一	後藤乾一	早稲田大学教授	早稲田大学教授
	高橋祥起	高橋祥起	政治評論家	政治評論家
	橋本ヒロ子	橋本 HIROKO	十文字学園女子大学助教授	十文字学園女子大学助教授
	秦 郁彦	秦郁彦	日本大学教授	日本大学教授
	波多野澄夫	波多野澄夫	筑波大学教授	筑波大学教授

□「慰安婦」關係資料収集

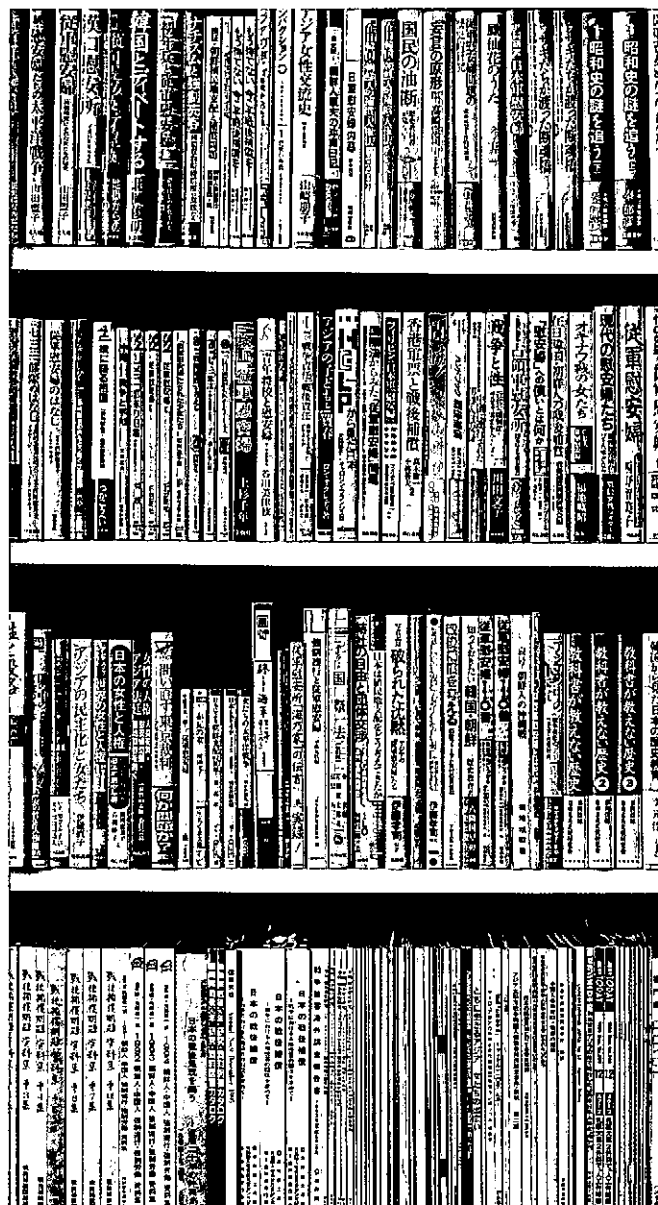
国内外での史資料の収集と閲覧、資料等の刊行などを行います。1996年10月、基金の中に「慰安婦」関係資料委員会が発足し、歴史学者等の協力も得ながら、「慰安婦」問題関連の資料の収集を、積極的に推進していくことにしています。

■事業的内容和資料委員会

亞洲女性基金會事業的基本宗旨之一是，使「慰安婦」問題不再重蹈覆轍，並永遠記取歷史教訓。

■「慰安婦」有關資料的收集

亞洲女性基金會對國內外的有關歷史資料進行收集和查閱、發行等。一九九六年十月，基金會內成立了「慰安婦」有關資料委員會，在歷史學者等的協助下，積極進行有關「慰安婦」問題的資料收集。



アジア女性基金の書架に並び、「慰安婦」問題関連の資料の数々
亞洲女性基金會的書架上擺列著很多有關「慰安婦」問題的資料。



□ いわゆる従軍慰安婦問題関連の公文書を復刻

日本政府は、いわゆる従軍慰安婦問題についての本格的調査を行い、1992年7月6日、93年8月4日にそれぞれ調査結果を発表しました。

調査にあたっては調査対象を国外に広げるとともに、元「慰安婦」を含む関係者に対する聞きとり調査も行いました。その後発見された資料を含め、各省庁や米国国立公文書館などから260件をこえる資料が発見され、公表されています。

基金では、この問題を歴史の教訓として長く記憶にとどめるため、公表されたこれらの資料の復刻版を作成します。

□ 翻印有関「従軍慰安婦」問題的公文

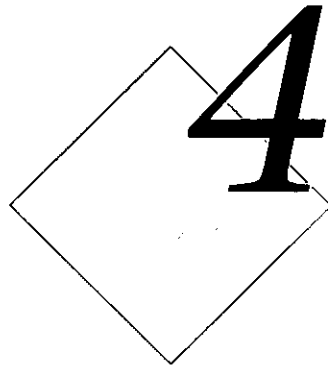
日本政府對「従軍慰安婦」問題進行了正式調査，並分別於一九九二年七月六日和一九九三年八月四日發表了調查結果。

調査組對國外的有關對象進行了調查，並對包括原「慰安婦」在內的有關人士進行了聽取調查。調査組從各部廳機關以及美國國立公文館等處共發掘出二百六十多份資料（其中包括調查結束後收集到的資料），並公佈了這些資料。

亞洲女性基金會為了把「慰安婦」問題永遠引作歷史教訓，決定對這些公佈了的資料進行翻印出版。



「慰安婦」問題関連の史資料
 有關「慰安婦」問題的歷史資料



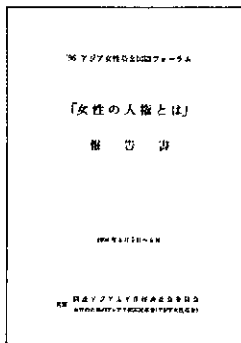
今日的な女性問題への取り組み 致力於對當今女性問題的探討

□ 今日的な女性問題とは

1975年の国連国際婦人年以來、女性の社会進出は過去に例を見ないほど進んでいます。しかしそうした華々しい女性像とは裏腹に、家庭内暴力や人身売買、セクハラなど、旧態依然とした人権侵害によって基本的人権を保障されことなく苦しむ女性たちがいるのもまた事実です。

貧困あるいは社会構造ゆえに自らの人権を守るだけの機会や経済的余裕を持ち得ない女性は大勢います。女性への人権侵害は経済力の程度に由来するものではなく、それだけに女性の問題はあらゆる国々の女性が男性も含めて、それぞれの地域あるいは国内外の共同体で共に考え、真剣に行動すべき重要なテーマといえます。

1995年の第4回世界女性会議では女性の人権を強調した行動綱領が採択されるなど、女性の権利が広く認識されつつあります。アジア女性基金では、女性に対する暴力など今日なお存在する女性問題に積極的に取り組んでいくことは、将来にむけた責任であると考え、人間として自由に可能性を達成し、名誉と尊厳をもって生きられる社会を創造するという共通の目的をもつ事業を進め、支援しています。



国際フォーラムの報告冊
国際專題討論會的報告書

□国際フォーラム開催

1996年8月、東京と京都で「女性の人権とは」のテーマで開催した国際会議に続いて、アジア女性基金では昨年11月、フィリピン政府子どもの人権特別委員会との共催で、「女性と子どもの人身売買と商業的性的搾取に関する」マニラ会議を開きました。

マニラ会議には13カ国から約60人が参加し、アジア各国の政府並びに支援団体への36項目の提言がまとめられました。次回は1998年7月、「人身売買と移住女性労働者の人権」というテーマで国際会議を開催したいと計画しています。



■ 當今女性問題

自一九七五年聯合國國際婦女年以來，女性對社會的參與呈現出從未有過的勢頭。但是，在這些有著社會光彩之女性形象的另一面，依然存在著家庭內暴力、人身買賣、性騷擾等狀況，因人權受到侵害、基本人權得不到保障的婦女們依然處於苦難的境地。

由於貧困或是社會結構的問題，眾多婦女不可能有維護自身人權的機會和經濟能力。對女性人權的侵害並不是由於女性的經濟能力，因此而可以說，女性問題是整個人類社會的一個重要課題，它需要所有國家的婦女，也包括男士，以及國內外所有地區共同體一起來進行探討並將其付諸於行動。

一九九五年舉行的第四屆世界婦女大會通過了強調女性人權的行動綱領，女性權利正在受到廣泛認識。亞洲女性基金會積極致力於對婦女施暴等當今女性問題的探討，並將這種探討視為是對未

來社會的一種責任。為實現創造一個能使所有的人都能自由地發揮自己的能力、都能生活得體面且有尊嚴的社會這一人類共同目標，亞洲女性基金會努力推動並援助有關的事業活動。

■ 國際專題討論會的召開

一九九六年八月，在東京和京都舉行了以「女性的人權」為議題的國際會議，接著，去年十一月，亞洲女性基金會與菲律賓政府的「兒童人權特別委員會」聯合主持召開了有關女性與兒童的人身買賣以及性方面的商業剝削問題的馬尼拉會議。

來自十三個國家的六十多位代表出席了馬尼拉會議，大會通過了向亞洲各國政府以及援助團體的三十六項倡議。計劃下次國際會議將於一九九八年七月舉行，議題為「人身買賣以及移居婦女勞動者的人權」。



1996年8月に東京・国連大学で開催された、国際フォーラムの様相
(記録用ビデオより)

一九九六年八月於東京的聯合國大學舉行的國際專題討論會
(摘自大會記錄影像)

アジア女性基金の事務局では、女性問題に取り組むNGOを対象に相談を行っています

在亞洲女性基金會的事務局，進行者以致力於女性問題的非政府組織為對象的諮詢活動。



□女性の人権にかかわる活動への支援

女性が人権を侵害されずに一人の人間として自立し、自分の生き方を決め、その能力を発揮できる社会の実現を目的として、アジア女性基金では、さまざまなグループ・団体への活動を助成しています。助成の対象となるのは次の3事業です。

1. 女性の基本的人権の尊重に関わる事業
2. 女性の自立につながる支援となる事業
3. 女性に対する暴力や人権侵害の被害者への支援事業

団体の広報活動に対しては30万円から300万円を上限として、暴力などで自立を妨げられた女性たちを直接・間接に支援する人々や団体に対しては50万円から500万円を上限として助成しています。

その団体が女性の基本的人権に関する活動の実績・能力があること、特定の政党や宗教に偏らないこと、非営利団体であることが条件で、原則として、本拠地が日本国内にあるか、あるいは事務所を有している団体を対象にしています。公正な助成を図るため、学識経験者などで構成した助成審査会で審査し、必要な場合はヒアリングを行います。

1997年度に助成の対象となった事業

◆ぶれいす東京

「HIV女性感染者のための支援事業」

◆女性の自立と教育に関する研究会

「女性の自立と教育に関する研究」

◆EL TALLER (スペイン語で「ワークショップ」を意味する)

「女性のNGOリーダーの養成のための2か月研修コース プログラム」

◆女性の人権ネットワーク

「女性の人権侵害による人格ならびに社会的被害の実態調査」

◆ふくしま女性フォーラム

「ふくしま女たちの便利屋 作成事業」

◆礼拝会 ミカエラ寮

「ミカエラ寮における教育プログラム」

◆リーダーシップ ワンワンワン フォーラム ガラスの天井を破る女性 実行委員会

「フォーラム ガラスの天井を破る女性」

◆日本女性支援者フォーラム (JWEF)

「国際女性支援者・科学者会議において発表の資料となるシンポジウム 広げよう女性の意識・国境の隔て、国内外でのアンケート調査とそのデータ解析」

◆WOM (Women's Online Media)

「女性の自立支援の新しいツールとしてのホームページ活用及びその利用に関する啓蒙活動」

□對有關女性人權活動的資助

為建立一個使女性不受到人權侵害，從而作為一個自立者自己決定自己的生活方式，並能發揮自身能力的社會，亞洲女性基金會對各類團體的有關活動提供資助。資助對象有以下三種事業。

一，有關尊重女性基本人權的事業；

二，支援有關女性自立的事業；

三，對在暴力及人權侵害方面受害的婦女給予援助的事業。

對有關團體的宣傳活動提供的資助以三十萬至三百萬日元為上限，同時，對直接或間接支援因受暴力而無法自立的婦女們的個人或團體，提供上限為五十萬至五百萬日元的資助。

受援團體須具備的條件是，在有關維護女性人權活動方面作出成績並有



相應能力的、不偏向於特定的政黨或宗教、本身為非營利團體。在原則上，受援對象須是總部設在日本國內或是擁有事務所的團體。為實施公正的資助，亞洲女性基金會成立了以有識之士等為成員的資助審查會，以對資助內容進行審查，必要時召開意見聽取會。

一九九七年度的資助對象事業活動

◆ PLACE 東京

「對 HIV 女性感染者提供援助的事業」

◆ 有關女性自立及教育的研究會

「關於女性自立及教育的研究」

◆ EL TALLER (西班牙語為「專題討論會」之意)

「旨在培養女性非政府組織領導人的『兩個月研修課程』項目」

◆ 女性人權網絡

「有關女性的人權侵害而導致的人格及社會性變容的實況調查」

◆ HUKUSHIMA 女性研討會

「製作『HUKUSHIMA 婦女便利手冊』的事業活動」

◆ 禮拜會 MIKAERA 寮

「在 MIKAERA 寮實施的教育項目」

◆ 領導者 ONE-ONE-ONE 研討會「擊破玻璃頂棚的婦女們」實行委員會

「研討會『擊破玻璃頂棚的婦女們』」

◆ 日本女性技術者研討會 (JWEF)

「作為提交國際女性技術者及女性科學者會議的資料準備，召開題為『拓寬女性的職業領域和職業種類』的研討會，並在國內外進行有關的民意調查以及進行數據分析」

◆ WOM (Women's Online Media, 女性聯機媒介)

「開展有關電腦網頁的擴充及利用的啟蒙宣傳，電腦網頁的利用將成為援助女性自立的一個新手段。」



暴力など人権侵害に悩む女性のために、電話相談の業務を委託して実施しています

為幫助因暴力或其他人権侵害問題而痛苦的婦女・亞洲女性基金會委託有關機構實施電話諮詢。

□ カウンセリング活動

アジア女性基金では、今日的な女性問題に取り組む事業の一環として、さまざまなカウンセリング活動を行っています。

女性の名誉と尊厳に関わる問題に取り組む NGO 及び個人に対しては、基金事務局で相談にのります。どのように活動を始め、広げていくかをスタッフがアドバイスします。

また、家庭内暴力に苦しむ女性たちへのカウンセリングとして、東京・池袋の家庭問題情報センターに電話相談の業務を委託しています。ここでは、女性たちが相談しやすいよう、女性の相談員が対応しています。

なお、アジア女性基金が助成を行っているシェルターでは、暴力や人権侵害から逃れた女性たちや HIV/AIDS 患者への幅広いカウンセリングを行っています。

□ 諮詢服務活動

亞洲女性基金會一直致力於對當今女性問題，作為該事業的一環，基金會開展著各種諮詢服務活動。

一些非政府組織以及個人從事著探討解決有關女性之名譽和尊嚴的諸類問題，基金會事務局對這些組織和個人提供諮詢，就如何開展活動並擴大活動範圍提出建議等。

同時，還對因家庭內暴力而陷於痛苦境地的婦女提供諮詢，並委託位於東京池袋的家庭問題信息中心進行電話諮詢業務。由女工作人員接受諮詢，為的是使來尋求幫助的婦女們能不感到拘束。

亞洲女性基金會還資助開設了保護收留所，它為從暴力或人權侵害等魔爪中逃離出來的婦女以及 HIV 和愛滋病患者等提供廣泛的幫助和諮詢。

5

資料

基金概要 亞洲女性基金會概要



アジア女性基金事務所のあるビル（東京都港区）
亞洲女性基金會事務所所在的大樓（東京都港区）

□ 呼びかけ人

赤松 良子	元文部大臣
芦田 甚之助	日本労働組合総連合会会長
衛藤 藩吉	東京大学名誉教授
大来 寿子	大来元外相夫人
大鷹 淑子	元参議院議員
大沼 保昭	東京大学教授
岡本 行夫	国際コンサルタント
加藤 タキ	コーディネーター
下村 満子	ジャーナリスト
鈴木 健二	熊本県立劇場館長
須之部 量三	元駐韓国大使
高橋 祥起	政治評論家
鶴見 俊輔	評論家
野田 愛子	弁護士
野中 邦子	弁護士
萩原 延壽	歴史家
和田 春樹	東京大学教授

□ 役員

理事長	原 文兵衛	前参議院議長
副理事長	金平 輝子	前東京都副知事
副理事長	山口 達男	元駐シンガポール大使
事務理事・		
事務局長	伊勢 桃代	前国連研修人事政策部長
理事	有馬真喜子	ジャーナリスト、国連婦人の地位委員会前日本代表
	石原 信雄	元内閣官房副長官
	衛藤 藩吉	東京大学名誉教授
	大鷹 淑子	元参議院委員
	笹森 清	日本労働組合連合会事務局長
	佐藤 康英	全日本自治団体労働組合（自治労）副中央執行委員長
	下村 満子	ジャーナリスト
	宮崎 勇	元経済企画庁長官
監事	橋本 豊	前公益法人協会副理事長

□ 運営協議会委員

委員長	林 陽子	弁護士
副委員長	野中 邦子	弁護士、全国人権擁護委員会連合会女性問題委員長
	盤庭 孝典	杏林大学教授
	有馬真喜子	ジャーナリスト、国連婦人の地位委員会前日本代表
	後藤 乾一	早稲田大学教授
	高崎 宗司	津田塾大学教授
	中島 滋	全日本自治団体労働組合国際局長
	橋本ヒロ子	十文字学園女子大学助教授
	横田 洋三	東京大学教授

（平成10年3月31日現在）

● 召集人

赤松良子 原文部大臣
 蘆田甚之助 日本勞動組合總聯合會會長
 衛藤清吉 東京大學名譽教授
 大來壽子 原外務大臣大來先生夫人
 大鷹淑子 原參議院議員
 大沼保昭 東京大學教授
 岡本行夫 國際經營顧問
 加藤 TAKI 協調人
 下村滿子 新聞記者
 鈴木健二 熊本縣立劇場館長
 須之部 三 原外務事務次官、駐韓國大使
 高橋祥起 政治評論家、德島文理大學教授
 鶴見俊輔 評論家
 野田愛子 律師
 野中邦子 律師、全國人權擁護委員會女性問題委員長
 萩原延壽 歷史學者
 和田春樹 東京大學教授

● 召集會幹部

理事長
 原文兵衛 原參議院議長
副理事長
 金平輝子 原東京都副知事、東京都歷史文化財團理事長
副理事長
 山口達男 原駐新加坡大使
專務理事、事務局長
 伊勢桃代 前聯合國研修人事政策部部長
理事
 有馬真喜子 新聞記者、原聯合國婦女地位委員會日本代表
 石原信雄 原內閣官房副長官、財團法人地方自治研究機構理事長
 衛藤清吉 原亞細亞大學校長、東京大學名譽教授
 大鷹淑子 原參議院議員
 笹森清 日本勞動工會聯合會事務局長
 佐藤康英 全日本自治團體勞動工會（自治勞）副中央執行委員長
 下村滿子 新聞記者、原朝日新聞編輯委員、財團法人東京顯微鏡院理事長
 宮崎勇 原經濟企劃廳長官、大和綜合研究所特別顧問
監事
 橋本豐 原日本學術會議事務局長、公益法人協會副理事長

● 運營委員會委員

委員長
 林陽子 律師
副委員長
 野中邦子 律師、全國人權擁護委員會女性問題委員長
 櫻庭孝典 杏林大學教授
 有馬真喜子 新聞記者、原聯合國婦女地位委員會日本代表
 後藤乾一 早稻田大學教授
 高崎宗司 津田塾大學教授
 中嶋滋 全日本自治團體勞動工會國際局長
 橋本 HIROKO 十文字學園女子大學副教授
 橫田洋三 東京大學教授



呼びかけ人、理事会、運営審議会による三者会合（1996年2月）

召集人、理事会、運営審議会の联席會議（一九九六年二月）

（一九九八年三月三十一日時）

基金のあゆみ

亞洲女性基金會歷程

発足の経緯

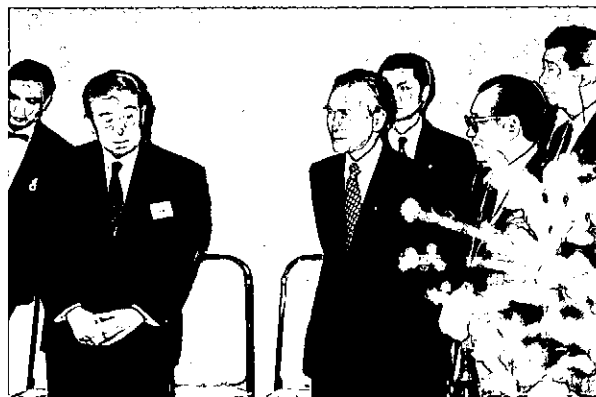
- 1992年7月 政府が「朝鮮半島出身のいわゆる従軍慰安婦問題について」(第1次調査)を公表
- 1993年8月 政府が「いわゆる従軍慰安婦問題について」(第2次調査)を発表。河野官房長官が「慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話」を発表
- 1994年8月 村山総理が「内閣総理大臣の談話」で、いわゆる従軍慰安婦問題について改めて「心からの深い反省とお詫びの気持ち」を述べて幅広い国民参加の道を探求する考えを表明
- 1994年9月 与党3党(自民、社会、さきがけ)・戦後50年問題プロジェクト発足
- 1994年10月 同プロジェクト・従軍慰安婦問題等小委員会で検討に入る
- 1994年12月 同小委が第1次報告



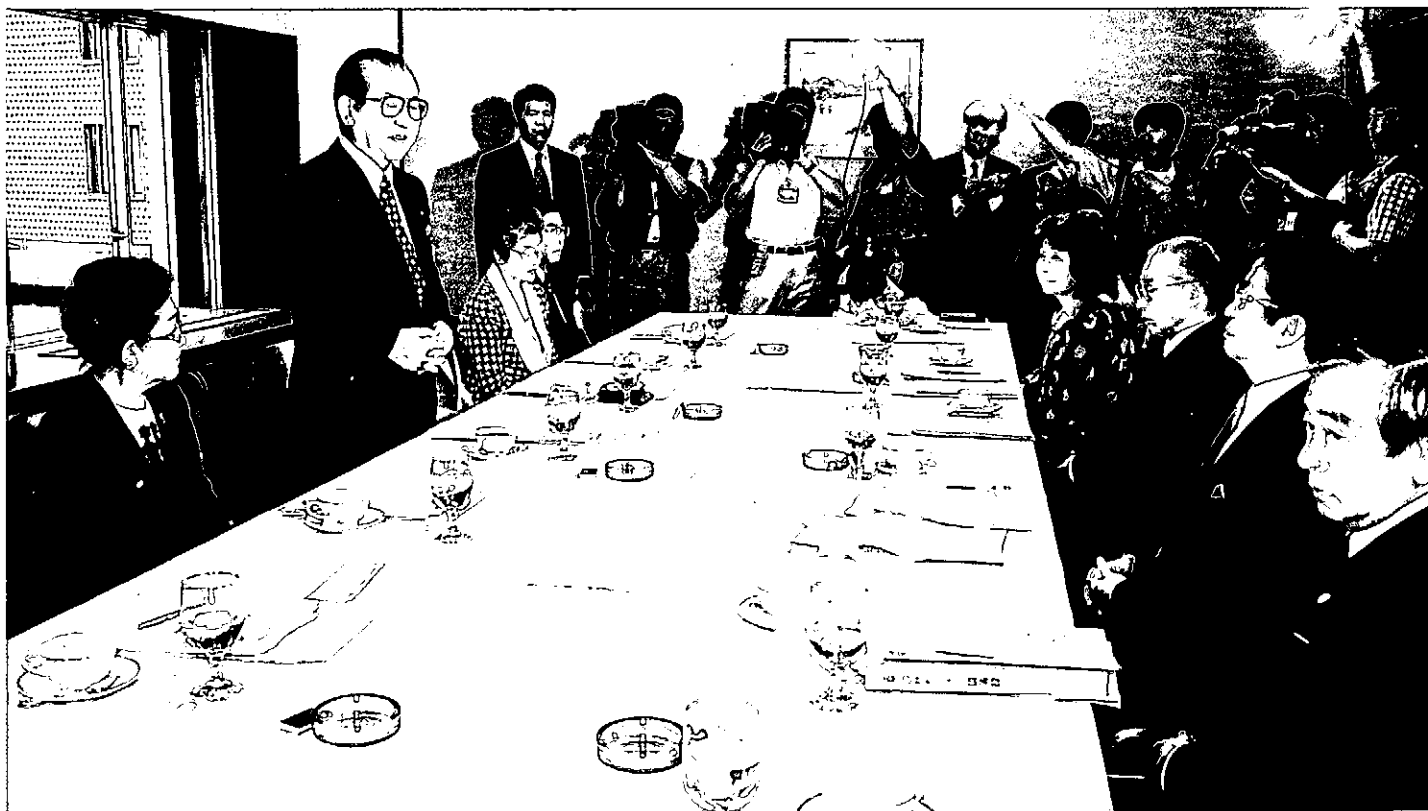
村山総理の前で、呼びかけ文を読み上げる大廣理事(1995年7月18日)
大廣理事在村山総理面前朗讀就召書・(一九九五年七月十八日)

設立的經過

- 一九九二年七月 政府公佈了「有關朝鮮半島出身的從軍慰安婦問題」的第一次調查。
- 一九九三年八月 政府公佈了「有關從軍慰安婦問題的第二次調查」。河野官房長官發表了「官房長官關於慰安婦問題調查結果的談話」。
- 一九九四年八月 村山總理在「內閣總理大臣的談話」中，就慰安婦問題，再次表示「由衷的深刻反省和歉疚的心意」，並表明將動員廣大國民共同對這一問題進行思考。
- 一九九四年九月 執政三黨（自民黨、社會黨、先驅黨）成立了「戰後五十年問題研究」組織。
- 一九九四年十月 「戰後五十年問題及從軍慰安婦問題小委員會」對有關問題進行了探討。
- 一九九四年十二月 上述小委員會發表了第一次報告。



アジア女性基金設立の集いで歓談する村山総理と原理事長
(1995年8月1日、都内のホテルで)
村山総理與基金會原理事長在亞洲女性基金會成立大會上交談。
(一九九五年八月一日於東京都內某賓館)



第1回理事会で挨拶する五十嵐官房長官(1995年7月19日)
五十嵐官房長官在亞洲女性基金會第一屆理事會上致辭。(一九九五年七月十九日)

1995年

- 6月14日 五十嵐官房長官が、女性のためのアジア平和友好基金（仮称）の事業内容、政府の取り組み及び基金の呼びかけ人を発表
- 7月18日 呼びかけ人の「呼びかけ文」、村山富市総理「ごあいさつ」発表
- 7月19日 女性のためのアジア平和国民基金が発足、東京都港区内に事務所開設
- 8月1日 設立のつどい
- 8月11日 政府、アジア女性基金の事業に協力する旨、閣議了解
- 8月15日 新聞などで呼びかけを行い、募金活動を開始
- 9月22日 募金総額5000万円に
- 11月10日頃 中央紙・ブロック紙・地方紙に「募金協力呼びかけ」を掲載
- 11月27日 日本記者クラブ主催記者会見に、原文兵衛理事長、平林博外政審議室長らが出席
- 12月6日 募金総額1億円を超える
- 12月8日 女性のためのアジア平和国民基金を財団法人として設立許可（総理府・外務省共管）
- 12月25日 アジア女性基金への寄付が指定寄付金等に指定され官報に公示

一九九五年

- 六月十四日 五十嵐官房長官發佈了亞洲女性和平友好基金（暫名）的事業內容、政府的政策行動以及基金會召集人名單。
- 七月十八日 召集人公佈了「呼籲書」，村山富市總理發表了「致辭」。
- 七月十九日 亞洲女性和平友好基金成立，事務所設在東京都港區。
- 八月十日 舉行成立大會。
- 八月十一日 政府宣佈閣僚會議一致同意對亞洲女性基金會的事業活動給予協助。
- 八月十五日 利用報紙等進行呼籲，開始募捐活動。
- 九月二十二日 募捐總額達五千萬日元。
- 十一月十天左右 在中央報紙、地區及地方報紙上刊載了「協助募捐的呼籲書」。
- 十一月二十七日 原文兵衛理事長以及外政審議室平林博室長等出席了由日本記者俱樂部舉行的記者招待會。
- 十二月六日 募捐總額超過一億日元。
- 十二月八日 亞洲女性和平友好基金被批准成為財團法人團體（由總理府和外務省共同管轄）。
- 十二月二十五日 對亞洲女性基金會的募捐被指定為專項募捐，並在政府公報上予以了公佈。

元「従軍慰安婦」問題を考

婦にされた方々への償いのために

講師 三木睦子氏
アジア女性基金呼びかけ人

婦問題と日本の戦後責任

講師 大沼保昭氏
東京大学後援



札幌市内で開かれた道民フォーラムで講演する、呼びかけ人の一人・三木さん
(1996年4月18日)

召集人之一的三木女士在於札幌市内舉行的「北海道道民論壇」上作講演。
(一九九六年四月十八日)



償い金支給に向けて協議する理事たち (1996年5月24日)
基金會理事們在就慰撫金の送交進行協議。(一九九六年五月二十四日)

1996年

- 1月22日 アジア女性基金の対話チームがフィリピン、台湾を訪問
- 2～3月 中央紙・ブロック紙・地方紙に募金呼びかけの新聞広告
- 3月8日 募金総額が2億円を超える。テレビ情報番組でアジア女性基金広報・募金協力を求める
- 4月9日 国連人権委員会(ジュネーブ)傍聴に和田事務局長出張
- 5月中旬 駐日韓国報道記者、日本記者とそれぞれ懇談
- 6月4日 200万円を下回らない償い金、医療・福祉・住宅等の個人支援事業を決定、作業部会設置を決める
- 6月13日 募金総額4億円を超える
- 6月14日 来日韓国記者団と懇談
- 7月19日 韓国、フィリピン、台湾について償い金一律200万円、医療福祉支援事業について7億円規模の実施を決定
- 7月末より 韓国、台湾、フィリピンへ対話チーム訪問
- 8月5、6日 「女性の人権について」国際フォーラムを東京で開催、11日に京都で開催
- 8月11日 下村理事、国連人権小委員会(ジュネーブ)傍聴
- 8月14日 フィリピンで認定された4人の元「慰安婦」の方に「総理の手紙」・償い金をお届け。フィリピン、東京で記者会見
- 9月5日 在京韓国プレスと懇談
- 9月11日 東京・新宿区内で、アジア女性基金の活動についての報告集会
- 9月30日 指定寄付金等の指定期間、97年3月31日まで延長(官報)
- 10月初旬 フィリピンに「アジア女性基金に関する委員会」正式発足
- 10月22日 「慰安婦」関係資料委員会発足
- 11月29日 基金大阪報告集会 有馬副理事長他が出席



韓國の元「慰安婦」たちが基金事務局を訪問。彼女たちの主張に耳をかたむける原理事長（1996年5月24日）

韓國の原「慰安婦」們訪問基金會事務局。原文兵衛理事長在傾聽她們的意見。
（一九九六年五月二十四日）



フィリピンでの伝達式に出席した元「慰安婦」の方々に総理の手紙をお届けする湯下大使
湯下大使在菲律賓舉行的轉交儀式上向出席儀式的原「慰安婦」們遞交日本總理大臣的信。

一九九六年

- | | | | |
|--------|---|---------|--|
| 一月二十二日 | 亞洲女性基金會的對話小組訪問菲律賓、台灣。 | 六月十四日 | 基金會代表與訪日韓國記者團進行會談。 |
| 二至三月 | 中央報紙、地區及地方報紙上刊載了「協助募捐的呼籲書」。 | 七月十九日 | 決定對韓國、菲律賓、台灣的原「慰安婦」人均送交二百萬日元的慰撫金，並實施七億日元規模的醫療福利援助事業。 |
| 三月八日 | 募捐總額超過兩億日元。 | 自七月底 | 對話小組訪問韓國、台灣、菲律賓。 |
| 四月九日 | 和田事務局長旁聽聯合國人權委員會會議（日內瓦）。 | 八月五日、六日 | 「女性人權」國際研討會在東京舉行。十一日，京都舉行了同樣會議。 |
| 五月中旬 | 基金會代表分別與駐日本的韓國新聞記者和日本記者進行會談。 | 八月十一日 | 下村理事出席聯合國人權小委員會會議旁聽（日內瓦）。 |
| 六月四日 | 決定對原「慰安婦」實施個人援助事業，其中包括不低於二百萬日元的慰撫金以及提供醫療、福利、住宅等方面的服務，並決定設立實施部門。 | 八月十四日 | 向在菲律賓受到認定的四位原「慰安婦」遞交「總理大臣的信」和慰撫金。在東京和菲律賓分別舉行了記者招待會。 |
| 六月十三日 | 募捐總額超過四億日元。 | 九月五日 | 基金會代表與駐日韓國新聞記者進行會談。 |
| | | 九月十一日 | 在東京新宿區內舉行了有關亞洲女性基金會的事業活動的報告集會。 |



フィリピンでの事業実施について記者会見する理事たち
基金會理事們出席有關在菲律賓的事業實施的記者招待會。

九月三十日 政府公報宣佈專項募捐等的指定期延長至一九九七年三月三十一日。

十月上旬 在菲律賓正式成立「亞洲女性基金委員會」。

十月二十二日 「慰安婦」有關資料委員會成立。

十一月二十九日 基金會在大阪舉行報告集會，有馬副理事長出席大會。

フィリピンの英字紙に掲載した
「お知らせ」(1996年8月13日)

刊登在菲律賓的英文報紙上的有
關通知。

(一九九六年八月十三日)

MANILA BULLETIN THE NATION'S LEADING NEWSPAPER

Tues., August 13, 1996

ANNOUNCEMENT

The Asian Women's Fund (AWF) will disburse a sum of money to offer assistance from the Japanese people to most moral responsibility to those who suffered as "war-time comfort women." A letter will also be sent from the Prime Minister of Japan to the recipients of the above-mentioned sum. The privacy of each recipient will be protected.

Eligibility: Surviving former "war-time comfort women" as of 19 July 1986 (the date of the establishment of the AWF) and, if deceased since aforementioned date, a representative of the bereaved family (widow, spouse and children), subject to recognition as such through the regular procedure, shall be eligible.

Period of Application: Five years from the publication of the announcement.

Inquiry: Please call Telephone No. 899-89-89 (10-12 a.m. and 2-5 p.m., except on Saturdays, Sundays, and holidays).
Postal Box Office No. 4704
Makati Central Post Office
Makati City, Philippines

Those who meet the eligibility criteria are requested to obtain application forms from the above-mentioned inquiry points, and to submit or return the completed forms within the period of application.

SURESH NABA
President
Asian Women's Fund
and Former President
House of Councilors
The Japanese Diet

The Asian Women's Fund, in cooperation with the Government and people of Japan, is engaged in activities (e.g., national statement from the Japanese people, and material and medical assistance program) to meet moral responsibility to those who suffered as former "war-time comfort women."

ジュネーブで開かれた国連人権委員会の模様。アジア女性基金の理事たちが委員会を傍聴
 在日内瓦華行的聯合國人權委員會・亞洲女性基金會的理事們出席大會旁聽。



1997年

- 1月11日 韓国で7人の元「慰安婦」の方々に償い金等のお届け実施。東京での記者会見で公表
- 1月15日 フィリピン政府（社会福祉開発省）との間で医療福祉支援事業を実施するための覚書締結
- 3月21日 指定寄付金等の指定期間、98年3月31日まで延長（官報）
- 3月25日 インドネシア政府（会社省）との間で高齢者社会福祉事業支援の覚書締結
- 3月30日 国際人権委員会（ジュネーブ）に林運営審議委員が出張
- 4月21日 来日韓国報道記者と懇談
- 5月2日 台湾で償い金等の事業内容と事業の開始について新聞広告掲載。台北市と東京で記者発表
- 5月13日 在京の台湾報道関係者と懇談

8月～9月 韓国で10数人が「基金」受けると報道

10月28日 在京韓国報道関係者と懇談

11月6、7日 マニラで「子ども買春」国際フォーラム

1998年

1月6日 韓国で償い金等の事業内容等について新聞広告掲載

1月9日 インドネシアにおいて高齢者社会福祉事業の初年度分施設が完成、メダン（北スマトラ）で開所式。基金からも役員が出席。



一九九七年

- 一月十一日 向在韓國的七位原「慰安婦」遞交慰撫金。在東京舉行的記者招待會發佈了這一實施消息。
- 一月十五日 基金會與菲律賓政府（社會福利開發部）簽訂了有關實施醫療福利援助事業的備忘錄。
- 三月二十一日 政府公報宣佈專項募捐等的指定期延長至一九九八年三月三十一日。
- 三月二十五日 基金會與印度尼西亞政府（社會部）簽訂了有關對印度尼西亞的高齡者社會福利事業提供援助的備忘錄。
- 三月三十日 運營審議會的林陽子委員出席聯合國人權委員會議旁聽（日內瓦）。
- 四月二十一日 基金會代表與訪日韓國新聞記者進行了會談。
- 五月二日 台灣的報紙上刊出了有關送交慰撫金等的事業內容及其實施的通告。在台北市和東京都舉行的記者招待會發佈了這一消息。

五月十三日 基金會代表與在東京的台灣新聞記者等進行了會談。

八月至九月 新聞報道了有關韓國的十多位原「慰安婦」將接受基金會的援助。

十月二十八日 基金會代表與在東京的韓國新聞記者等進行了會談。

十一月六日、七日 在馬尼拉舉行了有關「迫使兒童賣淫」問題的國際研討會。

一九九八年

一月六日 韓國的朝紙上刊登了致送慰撫金等有關事業內容的通告。

一月九日 在印度尼西亞，高齡者社會福利事業的第一年度設施建設完工。基金會的副理事長出席了在梅丹（北斯馬特拉）舉行的開幕儀式。

女性のためのアジア平和国民基金…Asian Women's Fund

発行 1998年3月

発行者 財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス
TEL 03-3583-9346 FAX 03-3583-9347

撮影・写真提供

岩永憲俊／相澤正／郡山貴三／川井聡／IPS／
PANA／共同通信社／ロイター・サン／WWP／
朝日新聞社／北海道新聞社／NHK ソフトウェア

亞洲女性和平國民基金…Asian Women's Fund

發行：一九九八年三月

發行者：財團法人亞洲女性和平國民基金
郵政編碼107-0052 東京都港區赤坂2-17-42 赤坂ANEKKUSU
電話：03-3583-9346 傳真：03-3583-9347

攝影以及照片提供：

岩永憲俊・相澤正・郡山貴三・川井聰・IPS・PANA・共
同通信社・ROITA SAN・WWP・朝日新聞社・北海道新
聞社・NHK SOFTWARE。

アジア女性基金 ○
亞洲女性和平國民基金 ●